

北九州市長 様

申請者 (〒 - )

住所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付対象者認定申請書

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金の申請を予定していますので、住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第38条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

また、要綱第43条に規定する認定の取り消し事由に該当した場合、又は要綱第39条第1項に基づく補助金の交付申請をした際に申請資格を満たしていないことが発覚した場合は、認定を取り消されても異議を申しません。

記

申請者について	(フリガナ)			
	申請者 (法人名及び代表者名)			
	建設又は購入者 (該当番号に○印) ※複数選択可	1 市外から転入する従業員の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者		
建設又は購入する社宅について	事業所等の概要 (建設又は購入者2に該当する場合記入)	2 市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者		
	建設又は購入 (該当番号いずれかに○印)	・所在地		
		・事業所等の種類（事務所、店舗、工場等）	・完成（予定）年月日 年 月 日	
建設又は購入する社宅について	建設又は購入 (該当番号いずれかに○印)	1 建設	2 購入	
	所在地（地番）	【棟番号又は名称： _____】		
	棟全体戸数・延べ床面積 (内、社宅とする戸数)	内、（ _____ 戸 _____ 戸		m <sup>2</sup>
	補助対象戸数・ 1戸あたり住戸専用面積* (※バルコニー、共用部分除く)	世帯人員1人	戸	～ m <sup>2</sup>
		世帯人員2人以上	戸	～ m <sup>2</sup>
	購入又は建設契約予定年月日	令和 年 月 日		
工事完了予定年月日	令和 年 月 日			

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認の上、申請書をご記入下さい。
- 申請要領については以下の方法でご確認下さい。
  - 本市建築都市局住宅計画課ホームページURL (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukeikaku.html>) を参照。
  - ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課（Tel:093-582-2592）までお問い合わせ下さい。

(参考) 【本申請書に係る用語の定義】

	用語	定義
申請者について	転入	市外から市内の居住地へ住所を異動することです。
	従業員	住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第34条第1項で定める補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）に雇用されている者で、要綱第36条第1項で定める補助金の対象住戸（以下「補助対象住戸」という。）へ転入する方を言います。
	良質な社宅	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舍で、次の全ての要件を満たすものをいいます。 ○市内において企業が自ら運営し、かつその従業員等の住居用に建設又は購入するもの。 ○一棟あたり20戸以上。 ○新築（新たに建設又は購入された社宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）であるもの。 ○公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないものであるもの。 ○国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないもの。 ○補助金の交付を受けた日から10年間社宅に供するもの。 ○1戸当たりの住戸専用面積（バルコニー、共用部分は除く）が、世帯人員1人の場合25㎡（居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18㎡）以上、世帯人員2人以上の場合30㎡以上のもの。
	市近郊	直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福智町、下関市をいいます。
	事業所等	企業が事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいいます。
	新規雇用者	事業所等の操業開始の日の前後1年間に、事業所等に新たに勤務することになった雇用者（転入時39歳以下）で社宅建設支援対象住戸に転入又は転居する方をいいます。

※上記用語の定義についてご不明な点等がある場合は、以下の方法でご確認下さい。

- ・本市建築都市局住宅計画課ホームページURL (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakuikaku.html>) を参照。
- ・ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課 (Tel:093-582-2592) までお問い合わせ下さい。